

高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業等におけるエネルギー価格の高騰等による利益圧縮の程度を緩和し、コロナ禍からの回復基調にある本市経済の回復の加速化を図るため、省エネルギー化、コスト削減等につながる機器等の導入に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、潜在的に成長志向を有する企業を支援し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。

(2) その他の法人 中小企業者に該当しない事業者であって、次のア又はイのいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事業所を有する設立登記法人に限る。以下同じ。）をいう。ただし、当該事業者が組合若しくはその連合会又は一般社団法人の場合にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のア若しくはイのいずれかを満たす法人でなければならない。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常時使用する従業員の数が300人以下であること。

2 前項第2号の規定において、「資本金の額又は出資の総額」とあるのは、「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社又は主たる事業所（個人の場合にあっては、住所）を有する中小企業

者又はその他の法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 事業収入を得ている者であること。

(2) 今後も事業を継続する意思を有している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 事業実施に必要な許認可を受けていない者又は事業実施に必要な関係法令に定める要件を満たさない者

(3) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者

(5) 政党その他の政治団体

(6) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するものを除く。）

(7) 法人格のない任意団体

(8) 第7条の規定による補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている事業者

(9) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受ける者

(10) 交付申請日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認められた者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている光熱水費、人件費等の経費（以下「固定費」という。）を削減するための省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、コストの削減又は生産性の向上につながる機器等を導入する事業とする。

2 市長は、コロナ禍におけるエネルギー価格の高騰等の影響を鑑み、第8条の規定による交付の決定の前日であって令和5年4月1日以降に実施された事業に要した経費であっても、第7条に規定する申請書に記載されている事業との同一性を確認することが可能であって、市長が適正と認める場合には、これを補助対象事業とすることができる。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、機械装置費、運搬費、設備処分費、外注費その他市長が必要と認めるものとする。ただし、その消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費には含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パーソナルコンピュータ等補助対象事業以外の事業への転用が容易と認められる機器等の購入費その他の補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り

捨てた額) (その額が20万円に満たない場合は零円、80万円を超える場合は80万円) とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類

(4) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類(第4条第2項の規定に該当するものとして、これを補助対象事業として申請する場合であって、既に当該補助対象経費の支払いが完了しているものに限る。)

(5) 事業計画書に記載された取組内容を補足するための具体的な内容を確認することのできる書類

(6) 履歴事項全部証明書等(申請者が個人の場合にあつては住民票の写し)(発行後3月以内のものに限る。)

(7) 税務署の受付印のある直近の確定申告書等の写し等(申請者が個人の場合に限る。)

(8) 直近1期分の貸借対照表及び損益計算書等(申請者が法人の場合に限る。)

(9) 本市の市税に係る滞納無証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、補助対象事業が次の各号に掲げる基準を満たしているかを審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(1) 導入又は更新をする設備投資により、高いコスト削減効果が期待できるものであること。

(2) その手法や計画は効果的なものであって、具体的な成果の発現が期待できるものであること。

(3) その他市長が別に定める基準に合致しているものであること。

2 審査の結果、補助金を交付することが適当と認める者に係る補助金の交付決定予定額の合計が令和5年度の予算額を上回ることとなる場合は、別途定める抽選の方法により優先順位を付して補助金を交付する予定の者を決定するものとする。また、補助金の交付決定予定額の合計が令和5年度の予算額を超えないときは、市長は、前条の規定に準じて、再度、交付の申請を募ることができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金交付決定通知書(様式第4号)(以下「交付決定通知書」という。)(以下「交付決定通知書」という。)又は高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

(契約等)

第10条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を遂行するため、次に掲げる契約を締結しようとする場合は、原則として、2者以上の事業者から見積りを徴取し、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を契約の相手方として選定するものとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2号、第5号、第6号又は第7号の規定の趣旨を踏まえ、複数の事業者から見積りを徴取することが困難又は不適當であると認める場合又は第4条第2項の規定により補助対象事業として認められた事業に係る契約(補助金の交付申請日までに締結をしている契約に限る。)については、この限りでない。

(1) 1件当たりの金額が100万円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を超える物品の購入又はサービスの提供に係る契約

(2) 中古の物品の購入の契約

（補助事業の変更等）

第11条 補助事業者は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合を除く。

(1) 事業計画書の補助対象経費に記載した経費の配分の変更であって経費使用の効率化に資する場合

(2) 次のアからウまでに掲げる条件のいずれかに該当する場合であって補助金の額に影響しない場合

ア 同等品（交付の決定の通知を受けた補助事業で導入しようとする機器等と性能が変わらない又は向上するものである旨の市の確認を受けたものをいう。）を購入する場合

イ 設置場所の変更等の場合

ウ 導入予定機器等について事業計画書の補助対象経費の金額欄に記載した額から値引きがあった場合又は導入予定機器等について物価高騰等の影響により増額の価格改定がされた場合

エ その他市長が適当と認める場合

(3) 次のアからウまでに掲げる条件のいずれにも該当する場合

ア 高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金実績報告書に記載され、又は記載予定の補助金の額が、交付決定通知書に記載された補助金の額を下回っていること。

イ その変更が、高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金交付申請書添付の事業計画書に記載した補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、より能率的にその補助事業の目的の達成に資するものであると認められること。

ウ アに規定するその下回っている額は4万円又は交付決定通知書に記載された補助金の額に100分の20を乗じて得た額のいずれか小さい

額以下であること。

2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとする場合は、同項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書(様式第2号)
- (2) 変更の内容を確認することのできる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により補助事業の変更の承認をしたときは、高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により提出のあった変更の内容を承認する場合は、必要な条件を付し、又は第9条の規定により付した条件を変更することができる。

5 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。

6 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過する日又は当該年度の1月19日のいずれか早い日までに、高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助事業実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 補助事業の執行において締結をした契約書、請書等の写し
- (3) 納品書の写し
- (4) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類
- (5) 補助事業の成果を確認することのできるもの(写真撮影が可能なもの)

である場合はその写真)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付指令等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金交付指令書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(5) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日(補助事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならな

い。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者が収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月6日に施行し、同年6月19日から適用する。